

洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和5年3月発行

令和4年夏、農地パトロール出発式を開催しました!!

令和4年8月22日(月)、洲本市役所にて農地パトロール出発式が開催され、地区ごとに順次、農地パトロールを実施しました。

農地パトロールは、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握」と「発生防止・解消、農地の違反転用発生防止・早期発見」を目的に毎年8月下旬から10月中旬にかけて行われます。



遊休農地とは

- ①現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ②その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地

今回の農地パトロールでの調査結果

遊休農地解消分：57筆 (46,040m²)
遊休化が進んだ分：68筆 (48,701m²)

解消された農地は、新たに担い手が現れ営農を再開した農地や、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、保全管理されている農地です。地域の方々が一丸となって、農地を守っている成果です。

令和4年9月10日(土) 「共進会」 開催



洲本市の畜産共進会が、淡路家畜市場で開催されました。体格や骨格等の牛の健康美が競われました。

名誉賞

和牛の部 「ももか2」 小田 隆一さん
乳牛の部 「エルムス・アーティスト・マジシャン」
山本 仁士さん

令和4年10月23日(日) 「農業祭」 開催



秋のふれあい青空市・洲本市農業祭がウェルネスパーク五色で開催されました。淡路島の特産品などの出店やフリーマーケット、ステージイベントなどが行われ、淡路島牛乳や淡路牛焼肉が無料でふるまわれました。

第60回淡路農林水産祭が開催されました

令和5年1月15日(日)に伊弉諾神宮において、今年で第60回を迎える淡路農林水産祭が開催されました。当日はあいにくの曇り空でしたが、25,000人が来場(伊弉諾神宮調べ)。会場は、農林水産物の展示や屋台で賑わい、農林水産功労者表彰も行われました。洲本市では次の方が受賞されました。おめでとうございます。

山本 浩之 さん 住所／洲本市炬口 業種／漁業(団体職員)



地域農業の将来を考えてみませんか

令和5年4月1日から「人・農地プラン」の
名称が「地域計画」へ変更されます

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を作成している市町村では、令和5年度から地域における農業の将来の在り方を検討するための協議の場を設けます。その協議結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る「地域計画」を策定することとなりました。

地域計画とは

- ① 地域計画の区域の設定
- ② ①の区域における農業の将来の在り方
- ③ ②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
→農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目指すべき農地利用の姿を表示した地図、〔地図目標〕を作成



「地域計画」を作成する過程で、地域の関係者が協力して地域の現状を把握し、情報を共有することで、5~10年後の理想の地域像を決め、その理想の地域像を実現するための具体的な手段を決めていきましょう!

問い合わせ先 洲本市農政課 担い手育成係 ☎24-7638

収
入
保
険



「もしも」になれる、
あなたへのエール。



全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下、ケガのほか、
経営努力では避けられないあらゆる収入減少を補償します！

備えの種をまこう。

兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所



〒656-2126

洲本市安乎町宮野原字久友784番2

TEL(0799)28-1653

FAX(0799)28-1655

NOSAIひょうご
安心のネットワーク

NOSAIひょうご

検索

老後の備えは 国民年金 + 農業者年金 で



そもそも農業者年金って何？

農業者の年金は、サラリーマンと比較してみると公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。

足りない分は自分で補う必要があり、農業者には農業者年金があります。

加入は難しいのでは？

- 国民年金第1号被保険者（納付免除者除く）
- 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満

三つを
満たせばOK

農業者年金には、どんなメリットがあるの？

保険料は月額2万円から6万7千円の中で自由に選択できます。その支払った保険料全額が社会保険料控除となりますので、その分、課税対象所得が下がり所得税が安くなります。

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額（最高保険料6万7千円の場合は3人分で241万2千円）が経営主の所得から控除できます。

詳しい内容は農業委員会事務局かお近くのJAまで。

個別の説明会も随時開催します。

問い合わせ先

洲本市農業委員会事務局 ☎24-7628(直)

地域ぐるみで鳥獣被害を減らしましょう！



鳥獣による農作物被害は地域ぐるみでの対策が必要不可欠です。皆で鳥獣被害に対する理解を深め、対策に取り組みましょう。

地域の環境整備のポイント（エサとすみかを無くす）

- ①地域で協力し、徹底して鳥獣にとってのエサを取り除こう！
「ひこばえ」や「収穫後の残渣」も鳥獣にとっては立派なエサです。
- ②すみかをなくそう！
荒廃した雑木林は鳥獣にとって快適なすみかです。

鳥獣被害防止対策協議会の活動

- ①集落ぐるみでの、柵の維持管理に関わる費用の補助、電気柵の設置補助
- ②新規狩猟免許取得者への各種補助（取得費用補助、箱わなの貸出し）等

問い合わせ先 洲本市農政課 農業・農村振興係 ☎24-7638

農家の皆さん 読んでみませんか！



週刊

- 月4回金曜日発行
- 発行所：全国農業会議所

月額 700円（税込み）

電子版のみの購読が可能です！月額500円で紙媒体よりお得。クレジットカード払いのみです。

令和6年4月から相続登記が義務化されます

所有者が亡くなったのに相続登記されないため、登記簿を見ても持ち主がわからず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きています。

農地でも所有者不明が増えると耕作放棄地につながります。法務局へ相続登記し、その後に農業委員会事務局へ届けてください。令和6年4月からは、正当な理由がないまま相続登記を行わないと、過料が科される場合があります。

令和3年度

農地賃借料情報

令和3年4月から令和4年3月までに締結された市内の農地の賃貸借の賃借料（10a当たり）は、次のとおりです。

地域	平均額	最高額	最低額	データ筆数
市全体	10,200円	45,600円	2,400円	40筆
洲本	9,400円	25,000円	2,400円	17筆
五色	10,800円	45,600円	3,000円	23筆

※農地の賃貸借契約をするときの目安になるよう地域の賃借料の実勢を平均額・最高額・最低額で表したもので、今後の賃借料を決めたものではありません。最終的には当事者間で協議し決定するようお願いいたします。

令和3年度 農地法申請等審議状況

区分	件数	面積(ha)
農地法3条許可申請 (農地の権利移転・設定)	58	7.38
農地法4条許可申請 (農地転用)	6	0.74
農地法5条許可申請 (農地転用のための権利移転・設定)	41	2.93
利用権設定申出 (農地の貸し借り)	211	62.3
非農地証明願	27	1.37
農地法施行規則第29条 第1号の確認証明願 (200m ² 未満の農業用施設用地の転用)	2	0.03
農地法第3条の3の届出 (相続等での農地の取得)	24	12.7
農地及び採草放牧地の現況変更届	0	—

農業用軽油免税証の
交付申請の際には、
耕作証明書の提出が
必要です

軽油取引税とは、軽油に課税される県税です。道路を走行しない農業用の機械（トラクターやコンバインなど）の動力源に使用する軽油については、県税事務所に申請すると、免税を受けることができます。

免税をご希望の方は、農業委員会が発行する耕作証明書（手数料300円）、印鑑及び農業用機械の販売証明書等を持参のうえ、洲本県税事務所 課税第2課にて申請してください。

初めて申請される方は、あらかじめ下記のお電話にてお問合せください。

問い合わせ先

洲本県税事務所 課税第2課 ☎0799-26-2030

農業委員会では毎月

- 5日 申請等の提出締切日
(その日が休日の場合は、翌開庁日)
- 22日 定例農業委員会開催日
(その日が休日の場合は、直前の開庁日)

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階 1番窓口
TEL 0799-24-7628 (直通)
FAX 0799-25-3590
ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>
メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

